

日本航空宇宙学会奨励賞内規

平成 3 年 3 月 22 日 (244 理事会)
平成 13 年 9 月 21 日改定 (359 理事会)
平成 24 年 7 月 13 日改定 (471 理事会)
令和 6 年 10 月 25 日改定 (634 理事会)

(目的)

- 第 1 条 この規程は、日本航空宇宙学会が航空・宇宙工学と航空宇宙産業の発展のために若い優秀な会員を幅広く育成することを目的として、独創性と発展性に富む業績をあげた新進会員の表彰に関する事項を定めるものである。

(名称)

- 第 2 条 この規程による表彰を日本航空宇宙学会奨励賞という。

(資格)

- 第 3 条 奨励賞の被推薦資格は、年齢が受賞の歳の 4 月 1 日現在において満 35 才未満の者とする。

- 第 4 条 奨励賞の応募または被推薦資格は本会会員（正会員、学生会員）とする。

- 第 5 条 日本航空宇宙学会賞（論文賞・技術賞・奨励賞、以下学会賞という）を既に受けた者、及びその年の奨励賞以外の学会賞受賞内定者は、受賞の対象とならない。

(対象)

- 第 6 条 奨励賞の応募対象は次のとおりとする。
1. 論文：論文の応募対象は原則として過去 3 年以内に発表されたもので、日本航空宇宙学会誌、Transactions of the Japan Society for Aeronautical and Space Sciences および宇宙技術,Space Technology Japan 両オンラインジャーナルのいずれかに掲載された論文
 2. 発明、考案、発見
 3. その他の航空・宇宙工学と航空宇宙産業上の業績
- (注) 業績については、本人が中心の役割を果していることを要する。

(表彰)

- 第 7 条 表彰は、賞状とメダルの贈与をもって行うとともに学会誌で広報する。

(選考)

- 第 8 条 受賞者の選考は、理事会により指名された選考委員長及び若干名の委員によって構成された選考委員会の発議によって理事会が行う。選考委員は 2 年をこえて重任することはできない。候補者は選考委員になることはできない。

(贈与件数)

- 第 9 条 贈与件数は毎年 3 件以内とする。

(表彰の時期)

- 第 10 条 表彰は年会講演会において行う。

(募集)

- 第 11 条 募集に関しては、日本航空宇宙学会奨励賞要項を公表するとともに、関係方面に通知し候補を広く募集する。

(申請)

第 1 2 条 奨励賞の応募は、各部門委員会による推薦及び一般の会員からの推薦による。